

改										正										後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(平成 年分)										氏 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
供 用 廃 止 設 備 の 明 細	資 産	種 類 ①								設 備 の 名 称 ②											賃 借 年 月 日 ③	平	・	・	平	・	・	平	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

改 正 後	改 正 前
事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） この明細書は、青色申告者がその年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業基盤強化設備を、その年に対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。 なお、平成15年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の3第6項による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算する場合にも、この明細書を使用します。 この明細書は、「事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「①」欄及び「②」欄には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (3) 「⑧」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額を除きます。）を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の4、旧措法第10条の3、平成11年改正措法附則第8条第1項	事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） この明細書は、青色申告者がその年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業基盤強化設備を、その年に対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。 なお、平成15年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の3第6項による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算する場合にも、この明細書を使用します。 この明細書は、「事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「①」欄及び「②」欄には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (3) 「⑧」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額を除きます。）を記載します。 (4) 「⑩」欄の記載に当たり、⑨に乗ずる割合は、平成5年8月2日から平成11年10月24日までの間に農業機械化促進法第5条の3第2項第3号に規定する「特定高性能農業機械」を取得等した場合には「$\frac{5}{100}$」とし、それ以外の場合には「$\frac{7}{100}$」とします。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の4、旧措法第10条の3、平成11年改正措法附則第8条第1項